

平成16年(行ウ)第15号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 市民オンブズパーソン栃木 外2名

被 告 宇都宮市長 佐藤栄一 外1名

## 求 釈 明 申 立 書

2008(平成20)年4月9日

宇都宮地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大木一



同 同 若狭昌穂

同 同 須藤博

### 第1 求釈明事項

被告宇都宮市上下水道事業管理者が、2004(平成16)年9月10日以前の1年間において、湯西川ダム建設事業について支出した、①特定多目的ダム法7条に基づく建設負担金、②水源地域対策特別措置法12条1項1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金、及び③財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金について、2004(平成16)年3月31日までに支出した額と2004(平成16)年9月10日までに支出した額とを分けて明らかにされたい。

## 第2 釈明を求める理由

- 1 原告ら訴訟代理人は、被告宇都宮市上下水道事業管理者訴訟代理人から2008（平成20）年1月24日付けファクシミリにおいて、今井利男氏が水道事業管理者に就任したのは2004（平成16）年4月1日で、それ以前は福富一裕氏が2000（平成12）年4月1日から水道事業管理者であったから、今井氏が2004（平成16）年9月10日以前の1年間において水道事業管理者の地位にあった訳ではないので検討されたい旨指摘を受けた。
- 2 そうだとすると請求の趣旨4項（1）については、今井氏に対する請求分と福富氏に対する請求分を分けた記載に変更することが必要となる。
- 3 そこで、被告宇都宮市上下水道事業管理者に対し、上記求釈明事項について、明らかにするよう求める次第である。